

中販連

だより

2019
Vol.57

総会特集号



第19回通常総会報告 平成30年度(2018年度)事業報告

当連合会は、令和元年7月26日(金)メルパルク岡山において第19回通常総会を開催しました。ご来賓としては、農林水産省・中国四国農政局を始め一般社団法人中央酪農会議、管内5県行政機関、全農、全酪連からご臨席をいただきました。

この度の総会では、1)平成30年度(2018年度)事業報告について、2)中国生乳販売農業協同組合連合会定款の変更についての2議案が上程され両議案とも原案通り承認されました。

なお、2019年度の事業計画につきましては、去る4月16日(火)開催の第15回臨時総会において承認を得ております。

承認された議案は以下の通りです。

第1号議案 第19年度事業報告・決算報告

(1)総務部関係

ア)生産者との生乳受託販売契約の締結

改正畜安法への移行(平成30年度4月施行)に伴う初年度の受託契約の締結に当たり、会員及び生産者に対して受託販売事業及び生乳受託販売契約(以下「受託契約」と云う)の係る内容の周知を図るための「重要事項確認書」を作成し、説明・了解の下に契約締結を推進した。

その結果、受託契約の締結に関しては1戸のジャージー農家に部分委託が生じた以外は戸数ベースにおいて全農家の理解を得るに至った。

イ)防府酪農農協との会員生乳受託販売契約の締結

平成30年度4月からの改正畜安法の施行を契機として、昨年度まで員外利用契約の関係にあった防府酪農農協は指定団体である当連合会に対し正会員としての加入が可能となった。このことにより同農協からの会員加入意向の提示及び加入手続きの完了により平成30年5月から正会員となった。

ウ)事務局体制の整備

2020年度からの5県共有の乳代精算システム稼動開始を控え、システム構築に精通した人材の必要性に鑑み、平成30年11月1日付けで大山乳業農協からの出向として今吉正登職員を機能整備推進室長として迎えることとなった。

(2)業務部関係

ア) 乳価交渉について

- ①2019度乳価については、平成30年9月21日開催の生乳受託販売委員会（以下「販売委」）にて、酪農経営に係る生産費上昇額（6.1円/kg）に生乳共販に携わる事業者の経費圧迫への対応分（1.15円/kg）を加算し全生乳ベースで7.25円/kgを要求額に決定し乳業者に対しては11月末までの回答を求めた。
- ②大手乳業との交渉では、当初より乳価値上げへの理解を示すも、値上げ原資を川下転嫁（牛乳の卸・小売価格の値上げ）に求めることから、営業部署等の社内合意及び流通・小売業界が受け入れ可能な水準の模索に時間を要し回答提示に遅延をもたらした。
- ③その後、乳業側からは国の生産費調査や独自調査から生産費の増高は2～3円台の低位な水準にあり、更には流通・小売業界に対して酪農経営の実情説明する場合に好況な副産物の動向を除いた説明は実態から乖離することとなり、指定団体側の要求する6～7円の川下転嫁は困難との見解が示された。
- ④12月に入り、乳業大手3社からは2019年4月分より、学乳向けを除く飲用等向け（発酵乳含む）に4円/kgの値上げ回答が提示された。
- ⑤この提示を受けた平成30年12月19日開催の販売委・理事会では、乳業側の回答に対し不満の意を申し入れる。とりわけ学乳向けの据え置き提示には撤回を求める強い姿勢で交渉に当る。更には、交渉期限が切迫していることから今後の交渉権限を理事会に一任する旨が取りまとめられた。
また、乳価交渉と並行して検討が求められている集送乳を行う輸送業者の厳しい事業環境（生乳生産の減少及びドライバーの求人難や給与・待遇改善等）及び需給調整の拠点となるCSの経費増高等の課題への対応を期するため生乳共販経費について0.6円/kgの値上げ改定が承認された。
- ⑥その後の交渉では、他ブロックの指定団体とも連携を取りながら学乳向け据え置き撤回を求め交渉を続けたが、東日本側の指定団体に学乳向け据え置きを了承する潮流が生じたことを踏まえ、当連合会も理事会において了承止むなしとの方針をとりまとめ、平成31年1月14日開催の第4回販売委・第11回理事会における報告・了解を経て交渉の妥結を決定した。なお、当日の席上においては取引乳価4円の値上げも生産者段階においては共販経費の値上げに伴い実質手取りベースでは3円/kgを下回る水準が想定されることから有利販売及び経費の合理化等の販売努力に努め3円/kg以上の確保を図ること、更には経営環境が悪化した場合の期中における乳価の再交渉についても大手乳業から応諾の確認を得ている旨を報告した。

イ) 乳脂肪取引基準の見直し協議について

生産基盤の弱体化が進行する中で自給飼料の活用並びに猛暑襲来に伴い増高を余儀なくされる暑熱対策等の生産コストの低減を図る上において、とりわけ西南暖地としては乳脂肪取引基準の引き下げが有効な実現策に位置付けられる。

このため、当連合会は乳価交渉に付帯する事項として大手乳業者と乳脂肪取引基準の見直し協議を申し入れた結果、一部大手乳業からは理解ある見解を得られた。

また、本件に関しては全国の指定団体間における意見統一が得られない状況にあったが今年度においては全体討議が可能となるまでの進展をもたらした。

ウ) 指定団体機能の整備強化の推進について

5県完全共販体制下において課題とされる生乳生産基盤の復元に資する原資作りとして合理化メリットの創出に取り組んだ。しかしながら平成30年7月に発生した西日本豪雨により山陽乳業が浸水による壊滅的な被害を被り11月末の再開までの約5ヶ月に亘り、日量約40tの直送コースを三次CSに搬入し他社に振り替え輸送を行うこととなった。このような異例の事態が共販経費の増高をもたらし平成30年度の共販事業には10,400千円の赤字が生じ、当連合会の最終決算の赤字にも連動することとなった。

エ) 業務推進計画の遂行（乳代精算システムの会員間共用への着手）

- ①2015年度（平成27年度）に策定した業務推進計画において設定した事項の遂行にあたり、2020年度を目途とする会員間共用の乳代精算システムの完成に向け、当面する平成30年度は乳量データ収集システムの稼動を皮切りとして両備システムソリューションズの協力を得ながら作成に向けた検討を進めた。
- ②2019年10月から実施される消費増税並びに軽減税率対応、更には2023年10月から導入が予定されているインボイス制度への対応に向けて、事務処理に対する独自対応が困難な会員に対して乳代精算書様式の統一化に係る検討を行った。
- ③乳代精算システムの運営において生産者に関心の高い個人別乳代算定のための乳質評価基準について、2019年1月14日開催の販売委・理事会において乳脂肪・無脂固形分に係る加減算単価を定めた乳成分評価テーブル及び細菌・体細胞数に係る加減算単価を定めた衛生的乳質評価テーブルを提案し承認された。なお、両テーブルに運営に係る個人別の乳質の数値は毎月3回実施される個人バルク乳の検査成績（配分検査）が適用されることとなる。
- ④共用する乳代精算システムの構築の手法としては、おかやま酪農協が所有しているシステムを基盤に補改修を加えることより会員毎の精算事務への対応を図ることとした。具体的な検討は会員から推薦された担当で構成する乳代精算システムあり方検討会において補改修作業に取り組んだ。同検討会ではシステム利用に関し全面利用する会員と部分利用を行う乳代データ連携会員に区分し会員毎の事情を踏まえたシステムの構築を行った。会員意向は次の通り、
 - 全面利用会員～大山乳業農協、おかやま酪農協、山口県酪農協、防府酪農協
 - 乳代データ連携会員～島根県農協、広島県酪農協
- ⑤また、上記のシステムに加えて、配分検査データを生産者のパソコンや携帯電話に配信する機能、更には生産者の税務申告作業の軽減化に資するため農業簿記ソフトへの会計連携が可能な機能も組み入れることとした。
- ⑥乳代精算システムの構築に係る事業費見積り額は66,935千円（税別）となり、実施に当たっては国事業の平成31年度生乳流通体制合理化推進事業（1/2補助以内）を利用し自己資金の負担軽減に努めることとした。
- ⑦上記により会員間の乳代精算システムの共用に係る事項の整備・構築が推進されたことにより国に提出した業務推進計画において重点目標とした2020年4月からの統一化した乳代精算システムの全面稼動が可能な見通しとなった。

オ) 広域生乳検査体制の整備強化について

- ①適正な生乳取引と乳代精算の公明性及び乳質改善等に資するための生乳検査業務については、引き続き岡山県畜産協会に委託して実施した。
平成30年度の検査実績は、格付検査（生乳取引）、配分検査（乳代精算）、細菌検査、牛群検査、依頼検査など合計312,826検体の生乳検査を実施した。
酪農家戸数、生乳生産量の減少を背景に格付・配分検査、牛群検査は減少傾向にあり、生乳検査全体で29年度実績より約7,500検体減少した。
- ②生乳検査センターでは生乳検査精度管理委員会（事務局：Jミルク）の生乳検査精度管理認証（3年ごとに更新）を取得し、平成30年度においても生乳検査精度の維持向上と検査業務の効率化に努めた。
- ③生乳検査センターにおいて検査機器や備品などの使用状況等を確認し、安定した生乳検査業務の運営に支障が出ないよう必要な備品の更新を行った。

カ) 生乳需給安定化対策（生乳計画生産対策）の運営

- ①新たな補給金制下において補給金交付対象事業者毎に設定される生乳出荷目標数量は、交付対象事業者が農林水産省に提出した年間販売計画に基づき通知されることとなり当連合会には273,500 t が平成30年度の目標数量として通知された。
- ②（一社）中央酪農会議からも中期的視点に立った生産基盤の維持・強化対策を促す観点から、平成29年度の受託数量の維持をベースに向う3年後（2020年度）における中期出荷目標の設定及びその実現のための生乳生産基盤維持強化計画の提出が求められた。当連合会の2020年度における生産基盤は大規模牧場の施設・頭数規模拡大や管内育成牧場の積極的な活用等により平成29年度の受託数量269,789トン大きく上回る300,000 t を目標とする計画数量を提出した。
- ③平成30年度需給安定化対策実績は生乳受託実績がほぼ前月において前年同月を上回って推移したことから、受託販売における乳業への販売数量ベースで273,884 t、前年度対比101.2%となり、目標数量に対する達成率は100.1%となった。

キ) 生乳受託実績の状況

- ①平成30年度生乳受託実績は、農家庭先（バルク）集乳量ベースで上期138,058 t、前年対比101.7%、下期136,292 t 同100.5%、年度計274,350 t 同101.1%となった。

ク) 生乳販売の状況

- ①平成30年度からの乳量データ収集システムの稼働開始に伴い上記（表1）の通り農家庭先（バルク）集乳量が「生乳受託数量」となる。その一方で、乳業者の受け入れ数量が「生乳販売数量」となることから両者間には差異が生じ、減耗相当量を含め販売数量の方が少ない数量となる。
なお、乳代精算に係る個人別の数量は生乳受託数量が対象となる。
- ②生乳販売においては全国連との連携を図り円滑な有利販売に努めた。平成30年度の特徴は域内以上に生乳不足が著しい関西方面への販売量が増加したことが挙げられる。
販売数量内訳は域内販売量256,120 t（前年度比101.0%）、域外販売量17,764 t（同104.6%）、また、販売割合は域内93.5%、域外6.5%と域外が前年度に比べ0.2ポイント上昇した。

ケ) 用途別販売量の状況

- ①平成30年度における用途別販売実績(表3)の通り主要用途の飲用牛乳向けが前年度比102.4%(学乳含む)、2番手となる発酵乳等向けが同98.5%、加工向けについては下半期の増加により同103.5%となった。

減少が顕著な生クリームについては7月に発生した西日本豪雨により管内で生クリーム取引のある乳業者が被災し、5ヶ月に亘り操業を停止したことから大幅な減少となった。

コ) 酪農理解醸成事業について(「MILK●JAPAN」の取り組みの実施)

- ①会員が実施する酪農理解醸成イベント、乳和食の講習会開催等を支援した。また、牛乳・乳製品の知識普及と消費促進のため乳和食指導者育成講習会を開催した。
- ②酪農理解醸成と牛乳消費拡大を図るため中国5県の主要地方紙(約140万部)への広告を掲載した。また理解醸成用のリーフレットを制作し、ミルクジャパンツールと合わせて配布した。
- ③第8回中国地区牛乳・乳製品料理コンクールを平成30年11月10日に岡山県学校給食総合センターで開催した。応募総数1,320点の中から県予選を勝ち抜いた10名(2名/県)によるコンクールの結果、最優秀賞には「星取県のねばりっこソースグラタン」の宇山泰代さん(鳥取県)が選ばれた。
- ④酪農教育ファーム認証牧場(管内23牧場)を拠点として、一般消費者に対し酪農体験学習等を通じた理解醸成に取り組んだ。

サ) 生乳安全安心確保対策

- ①中販連独自の様式による生乳生産管理チェックシートへの記帳記録の全戸実施に取り組むと共に、前年同様、生乳への混入のリスクのある殺菌・消毒剤等の適正使用の普及啓発に努めた。

上記の実施状況を確認するためにJミルクが行う農薬等の残留に係る生乳の定期的検査結果については、管内の全サンプルにおいて基準値を下回った。

- ②平成28年に規制値が設定されたアフラトキシンM1について、消費者の安全・安心を確保する観点から、前年度までに引き続きJミルク主体による検査を実施した。平成30年度には管内2県における検査を実施し、検査結果は全サンプルにおいて基準値を下回る陰性判定となった。

シ) 補助事業への取り組み

行政・農畜産業振興機構及び中央酪農会議の指導を仰ぎながら補助事業に取り組んだ結果、実績総額は146,258千円となった。

第2号議案 中国生乳販売農業協同組合連合会定款の変更について

以下の定款変更理由により、当連合会定款を変更する

【定款変更理由】**1. 監事の職務について（第31条）**

現行の規定では、監事監査規程（以下「同規程」という。）の変更にあたっては、総会承認が必要となっているが、総会の決議事項については、監事監査の対象である理事会の決議を受けることとなり、監事の独立性の保持に懸念を生じさせることを回避するとともに、同規程の内容の充実に向けた変更を、監事の知見向上時や監事監査に関する体制の増強時、他での不祥事事例の発生時等、機を捉えて行えるようにするなど、実効性のある監事監査の観点から、理事会への報告事項とし、総会の承認事項を不要とする変更を行う。

2. 理事会の決議事項について（第49条）

会社法第362条第4項においては、いわゆる内部統制システムの整備を業務の執行機関である取締役会の専決事項としていることを踏まえ、当会において当該方針を制定する場合にあっては、業務の執行機関である理事会の決議事項とすることを明確化するために、理事会の決議事項であることを明記する。

3. 配当について（第59条）

当会の剰余金の処分に当たっては、内部留保を優先するものとし、会員に対して配当する場合には、会員の事業の利用分量に応じて利用分量配当するものとしているが、これについては、事業年度の剰余金の範囲内において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を計算し、その事業年度の剰余金処分案を決議する総会の日において会員である者に対して行うこととしている。

しかしながら、現行の定款では、配当については、事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において会員である者について「計算する」と規定しており、実際の手続きと規定との間に不整合が生じることとなる。

このため、実際の手続きと規定の整合を図るために、事業年度における利用分量配当を計算した上で、総会の日において会員である者に対して配当を行う旨を明確化するための規定の変更を行う。



貸借対照表 第19年度(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額
(資産の部)	2,675,393,095
流動資産	126,337
現金	326,995,916
預金	313,949,276
系統預金	183,949,276
普通貯金	130,000,000
定期貯金	13,046,640
系統外預金	2,393,545,564
事業未収金	2,345,363,740
受託販売未収金	48,181,824
未収生産者補給金	14,305,278
雑資産	7,647,993
未収金	12,536
立替金	6,266,965
仮払金	377,784
前払費用	0
	0
繰延税金資産	△ 59,580,000
貸倒引当金(△)	19,190,765
固定資産	8,934,181
有形固定資産	8,934,181
工具器具備品	6,790,584
無形固定資産	218,400
電話加入権	6,572,184
ソフトウェア	
	3,466,000
外部出資その他資産	2,000,000
系統出資	1,466,000
敷金	0
繰延資産	
資産の部合計	2,694,583,860

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	2,627,253,144
短期借入金	0
当座貸越	0
系統短期資金	0
受託販売未払金	2,297,687,929
受託販売費用未払金	45,619,110
未払生産者補給金	48,181,824
未払消費税	2,253,100
雑負債	231,866,181
未払金	10,584,149
未払法人税等	182,500
事業預り金	59,567,487
受入保証金	161,532,045
仮受金	0
前受収益	0
仮受消費税等	0
賞与引当金	1,645,000
繰延税金負債	0
固定負債	7,680,582
長期金銭債務	0
長期借入金	0
長期未払金	0
役員退任慰労引当金	7,680,582
長期繰延税金負債	0
負債の部計	2,634,933,726
(純資産の部)	
出 資 金	21,000,000
利 益 準 備 金	39,350,000
当期末処分剰余金	△ 699,866
会 員 資 本 合 計	59,650,134
負債及び純資産の部合計	2,694,583,860

損益計算書 第19年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額		備 考
1 事業総利益			59,229,043 A
(1)販売事業収益		32,670,143,225	
受託生乳販売高	31,088,184,727		
受託販売手数料	71,331,070		
受託業務受託料	1,447,753,205		
広域検査受託料	62,874,223		
(2)販売事業費用		32,610,914,182	
生乳受託受入高	31,085,903,949		
販売業務委託料	1,468,941,827		
広域検査委託料	56,068,406		
2 事業管理費			78,426,660 B
(1)人件費		45,465,954	
(2)業務費		17,748,082	
(3)諸税負担金		5,992,550	
(4)施設費		15,728,862	
(5)その他事業管理費		0	
(6)他勘定振替		△6,508,788	
事業利益			△19,197,617 C=A-B
3 事業外収益			160,008,796 D
(1)受取利息		71,367	
(2)受取出資配当金		30,000	
(3)雑収入		2,080,237	
(4)受入生産者補給金		25,854,615	
(5)受入補助金		131,972,577	
4 事業外費用			153,986,344 E
(1)支払利息		632	
(2)寄付金		500,000	
(3)雑損失			
(4)支払生産者補給金		21,513,135	
(5)支払補助金		131,972,577	
事業外利益			6,022,452 F=D-E
経常利益			△13,175,165 G=C+F
5 特別利益			0
6 特別損失			0 H
税引前当期利益			△13,175,165 I=G-H
法人税、住民税及び事業税			188,626 J
当期剰余金			△13,363,791 K=I-J
前期繰越剰余金			12,663,925 L
当期末処分剰余金			△699,866 M=K+L

第19回通常総会 ～会長あいさつ～

中国生乳販売農業協同組合連合会
代表理事会長

岡田 穂 積



本日は中国生乳販連の第19回通常総会を開催致しましたところ、会員の皆様方、また大勢のご来賓の方々には大変お忙しいところご出席賜りまして大変ありがとうございます。また、平素は当連合会の事業推進に対しまして多大なご支援とご協力を頂いておりますことをこの場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、丁度この時期、7月に西日本を襲いました集中豪雨により広島県、岡山県を中心に大きな災害が発生致しました。多数の皆様の犠牲を伴う未曾有の災害となってしまいました。今年は何卒温暖で平穏な災害の無い年になることを祈るばかりであります。

平成30年度酪農を巡る情勢につきましては、TPP又は日欧・EPA等の国際的な自由貿易が発効となりました。現時点におきましては、まだ大きな影響は感じられませんが、今後アメリカとの貿易交渉も進められる中で国内の酪農に対してどのような影響があるのか非常に懸念される場所でもあります。また、昨年度施行された改正畜安法により全国各地で部分委託が問題となり、中国地区においても部分委託出荷が発生しました。今後この出荷形態がどのように動いていくのかということが非常に懸念される場所ではありますが、この改正畜安法の運用につきましては全国各地より見直し議論が高まっている場所でもあります。

当連合会の平成30年度生乳受託実績は、27万4千t、前年対比101.5%となり、北海道を除く都府県が軒並み前年割れを引き起こしている中で、九州

と中国地区において若干ではありますが前年を上回る結果となりました。中国地区の中身を見ますとメガ・ギガが台頭してきたことが非常に量的に貢献しました。一方、中小酪農家においては、41戸と多数の廃業者が出た中で、30年度実績は前年対比95%となりました。

このような農家減少を起因とする生産基盤の弱体化に対しまして、生乳生産量の維持拡大に向けた取り組みが全国的な最重要課題となっております。

当連合会の今年度受託実績目標につきましては、前年より若干多い27万6千tを見込んでおります。

当連合会では、来春より5県統一の乳質評価基準を適用した個人別乳価計算をスタートさせることとしています。これにつきましても、現在、個別に稼働・管理している各県の乳代精算システムを、5県統一の乳代精算システムの構築・置き換えにより、経費の節減、コストダウンを目指すこととしております。このような農家の負担軽減に向けた取り組みを避けて通ることはできないし、これこそ当連合会がやるべき使命であると思っております。

現在、職員体制も充実しておりますし、今後に向けて指定団体としての共販体制の強化、また業務の合理化・効率化など一層の機能発揮を目指して取り組んで参りたいと思っております。

各指導関係団体の皆様方には今後なお一層のご指導・ご鞭撻をたたくようにこの場をお借り致しましてお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

総会に寄せて

～来賓ごあいさつ～

農林水産省
生産局畜産部牛乳乳製品課
畜産専門官

藤谷 洋平



本日は中販連第19回通常総会誠にありがとうございます。開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。始めに、ご出席の皆様におかれましては、日ごろから我が国酪農の発展にご協力ご尽力いただいておりますことをこの場を借りてお礼申し上げます。

貴会におかれましては、生乳の需給調整、生乳生産基盤の強化、品質流通管理の発展に重要な役割を果たしてきて来られてところであり、これまでの皆様方のご尽力に対して深く敬意を表します。

また併せまして昨年の豪雨被害における対応復旧に当たっての皆様方のご尽力に対し深く敬意を表します。本年も中国地域で大雨などの被害が出ていると聞いております。被害に遭われた皆様方にこの場を借りましてお見舞い申し上げます。

皆様方におかれましては今後とも引き続き酪農の維持発展にご貢献いただくことを期待する次第でございます。

さて、国内の最近の酪農を巡る情勢でございますが、7月2日に畜産統計、平成31年2月時点の数字が公表されました。乳用牛の飼養頭数は133万2千頭ということで2年連続の増加となっております。特に、2歳未満の乳用牛頭数が前年度比2.4%増、431,100頭となっております。全国的な後継牛確保の取り組みが功を奏してきたところであるという風に考えています。今後はこの後継牛をきちんと育成し、如何に酪農経営の中に残し生産回復につなげていけるかということが重要と考えています。

一方で生乳生産量でございますが、平成30年度

日本全体では、前年度比で0.1%減少の728.2万tでした。北海道は前年対比1.2%増の397万t、中国生乳販連においても前年度比1.5%と増加したところですが、都道府県全体で見ますと前年度比1.6%減少の332万tでした。

都府県の生乳生産基盤の維持強化が依然として重要な課題だと我々も考えています。農林水産省としましては、畜産クラスター事業を始めとして支援対策を通じまして生乳生産基盤強化を推進していきたいという風に考えています。

次に補給金制度でございますが、畜産経営安定法が昨年4月に施行されて1年が経過したところです。本制度は補給金対象者を指定事業者以外にも生産者自ら生産した生乳を加工販売する場合等付加価値を高める取り組み等にも広げて、創意工夫による所得向上機会を創出しやすい環境を整備しました。一方で、一部では契約期間中での出荷先や出荷数量に一方的な変更というような省令に規定する指定事業者の生乳取引を拒むことのできる正当な理由に該当するような事例等が発生しています。

言うまでもないことではありますが、生乳取引の契約というのは年間契約が基本であり、きちんと契約を順守することが生乳取引において重要であると考えていますが、生産現場の周知に付きましては我々としてもこれまで以上に関わって参りたいと考えております。

貴会ならびに会員の皆様にはこれまでもシステムの統合並びに流通合理化にご尽力を頂いているところと承知しておりますが、引き続き加工原料乳生産

者補給金制度運用にご理解ご協力頂きますとともに流通コストの削減、乳価交渉力の強化等に努めて頂きまして今後とも生乳流通の中核を担ってその機能を適正かつ効率的に発揮して頂くことを期待しています。

さて、国際交渉を巡る状況でございますが、TPP11協定に付きましては昨年12月に、日EU・EPAに付きましては今年2月に発効しまして、我が国畜産業を取り巻く国際環境というのは新しい段階を迎えてきているところでございます。

農林水産省としましては、引き続き意欲ある農業者が安心して経営に取り組み、将来にわたって健全かつ持続的な畜産経営を展開していけるよう総合的なTPP等関連政策大綱に基づきまして、チーズの競争力強化対策をはじめ、酪農の体質強化経営安定を図るための各種対策を着実に進めていくということが重要であると考えています。

そして、来年3月で前回見直しから5年を経過する酪肉近代化方針につきまして、本年4月から次期見直しを視野に酪農家・肉用牛農家等からヒアリングを行いまして、食料・農業・農村政策審議会の畜産部会において活発なご議論を頂いているところでございます。

今後の予定としましては、夏までに流通関係者からのヒアリングを実施して本年秋ごろの諮問を考えていますが、ヒアリングの内容等を踏まえまして生産者の皆様へ将来にわたって希望をもって生産を継続頂けるようなとりまとめに向けまして議論を深めていきたいと考えています。

最後となりましたが、本日までご出席の皆様方の益々のご健勝とご発展を祈念致しまして私のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

総会に寄せて ～来賓ごあいさつ～

一般社団法人中央酪農会議
専務理事

迫田 潔



本日、中国生乳販連第19回通常総会の開催まことにありがとうございます。また、日頃より本会議の事業に関しまして、本日お集りの方々にご指導ご鞭撻を賜っておりますことについて、改めてお礼申し上げます。

今日の生産現場は相次ぐ災害に翻弄されている状況が続いております。本年においても6月には新潟・山形の地震、7月には九州や中国地方でも大雨が降っておりまして、特に中国におきましては酪農家の牛舎が冠水する等の被害があったと聞いており

ます。心よりお見舞い申し上げる次第でございます。

昨年度、新たな畜安法の初年度ということで事業が実施されたわけですが、こういう中にありまして中国販連におきましては資材価格の上昇、酪農経営基盤の弱体化に対する対応を踏まえまして、乳業者の方々と積極的な交渉を行われて乳価の取引価格の上昇を実現されております。心から敬意を表する次第でございます。

一方、生乳生産量につきましては、中国地域では若干伸びておりますが、都府県全体としては減少傾

向で推移している中におきまして、生産需給は今夏においてもまたひっ迫状況にあるのではないかと心配している訳であります。

但し、2歳未満の乳牛頭数はしっかり増加しておりますので、今後これをうまく使って生産拡大につなげていくことが非常に重要だと考えております。

また、昨年度TPP11それから日EU・EPAが発効されました。現在選挙も終わりました米国のTAG交渉が開始されているように聞いていますが、中長期的にはこのいろんな交渉において海外の乳製品がどの様に日本に入ってくるのかその動向が非常に懸念されます。

そういう意味で今後とも従来以上にこれらの動向を注視しながら、皆様方にもお知らせして行きたいと思っております。

更に、酪肉近代化基本方針について新たな策定の検討が進められておりますが、国内の生乳生産基盤の縮小に歯止めをかけるためには、酪農経営の安定及び投資を促す環境を整備していくことが非常に重

要だと考えております。そのためには、家族経営型の酪農を中心とした持続的な経営展開が不可欠でありまして、しっかり位置付けて頂く必要があります。

中国地域は、早くから県内組織の再編に取り組みられてきた先駆的な地区でございます。中国生乳販連では昨年度より域内統一的な乳量収集システムの稼働を開始し、今後は個人別乳代精算のシステム構築に取り組む等の計画があるとお聞きしております。酪農家の所得安定のためには酪農家の方々に見える形で具体的な取り組みを着実に進めて頂くとともに、指定団体の重要性を改めて酪肉近にもしっかり位置付けて頂く必要があると考えております。また、本会議におきましてもできる限りの支援をさせて頂きたいと思っております。

最後になりますけれども、中国生乳販連の益々のご発展と本日までご参集の皆様方のご健勝を祈念しお祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



4会員の酪農家の皆様へ

軽減税率の導入に伴い2019年(令和1年)10月から 乳代精算書様式が変更になります!

— 3県(鳥取県、岡山県、山口県)の4会員から先行利用 —

2019年10月1日から消費税の標準税率が10%に引き上げられますが、その一方で、飲食料品等に対して軽減税率制度(8%)が導入されることにより、消費税は複数税率となります。

酪農に関しては、生乳及び枝肉代金等が軽減税率(8%)の対象となりますが、この制度変更に対応するため、乳代精算書等を区分記載請求書等保存方式に対応させる必要が出てきました。

※乳代精算書を区分記載請求書等保存方式に対応させるためには、①税率ごとに区分経理できるよう適用税率等の記載、②税率ごとに合計した対価の額(税込)の記載が必要になります。

前号の中連だより(Vol.55)の中でご案内の通り、中販連では2020年4月より6会員全生産者を対象に統一乳質評価基準(以下、「新乳価テーブル」)を適用した個人別乳価計算をスタートさせることとしていますが、その前段として、税制改革に伴い鳥取県、岡山県、山口県の3県〔4会員(大山乳業農協、おかやま酪農協、山口県酪農農協、防府酪農農協)〕においては、2019年10月出荷分より統一様式による軽減税率に対応した新乳代精算書が発行されることとなります。

なお、新乳価テーブル移行前の2020年3月までの6ヵ月間は各会員の現行テーブルを適用した乳代計算となるため、乳代精算書は、現行版と新乳代精算書との2種類が発行されることとなります。

一方、島根県と広島県の2会員については、それぞれ独自システムの補改修による軽減税率制度への対応が実施されます。

現在、作成中の新乳代精算書のイメージ様式を次頁にて紹介します。



＜新乳代精算書イメージ＞

〒700-0999

中国 太郎 様
(99999)

2019年10月分乳代精算書【未定稿】

〇〇農業協同組合

中国生乳販売農業協同組合連合会
〒700-0984 岡山県岡山市北区桑田町1番30号
(086)-236-3371

乳代精算日：2019年11月20日

1. 乳量情報

項目	1日		2日		3日		4日		5日		6日		7日		8日		9日		10日		上旬		
	受託乳量 (Kg) A	乳脂肪率 (%)	無脂肪形分率 (%)	体細胞数 (万) / ml	細菌数 (万) / ml	テーパー単価	ゾーン単価	加減算単価B	ゾーンの単価	衛生的加減算単価	基本乳価D	単価E=B+C+D	乳代金 F=A×E	消費税 G=F×8%									
上旬	1,000.0	3.85	8.69	17.0	0.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	10,000.0		
中旬	1,000.0	3.90	8.73	13.0	1.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	10,000.0	
下旬	1,000.0	3.95	8.95	10.0	0.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	10,000.0	
合計・平均	3,000.0	3.9	8.8			3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	30,000.0	291,321

2020.3月分までは現行の各県テーブルでの計算結果が反映、
2020.4月分からは新テーブルでの計算結果が反映される

2020.3月分までは空白

2. 乳価情報

項目	受託乳量 (Kg) A	乳脂肪率 (%)	無脂肪形分率 (%)	体細胞数 (万) / ml	細菌数 (万) / ml	テーパー単価	ゾーン単価	加減算単価B	ゾーンの単価	衛生的加減算単価	基本乳価D	単価E=B+C+D	乳代金 F=A×E	消費税 G=F×8%
上旬	10,000.0	3.85	8.69	17.0	0.0									
中旬	10,000.0	3.90	8.73	13.0	1.0									
下旬	11,000.0	3.95	8.95	10.0	0.0									
合計・平均	31,000.0	3.9	8.8											

3. 支払情報

差引支払額 ⑩=⑥+⑦	2,220,563	控除不能額	0	合計支払額 ⑩=(⑥+⑦+⑧)	2,281,145
-------------	-----------	-------	---	-----------------	-----------

⑩がマイナスの場合、控除不能額に計上し⑩=⑧+⑨とする

控除不能額は、控除額が乳代金を上回っている場合に表示します。

項目	乳代金①		控除額		立替等④		積立等⑤		加算額		
	8%対象税抜	消費税	中販連②	組合③	売上	控除不能額	組合③	積立等⑤	加算金額 (控除可能)⑦	補給金等⑧	加算金額 (控除対象外)⑨
8%対象税抜	3,641,512	291,321	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10%対象税抜	0	0	191,177	896,700	137,790	0	0	0	150,000	0	0
消費税	0	0	19,117	89,670	13,779	0	0	0	15,000	0	0
非課税・不課税	0	0	0	0	47,000	0	482,037	0	0	0	0
合計	3,932,833	291,321	210,294	986,370	198,566	2,055,563	482,037	0	165,000	10,582	50,000

適用税率を記載し、
税率ごとに合計を
求めます。但し、不
課税、非課税を区
別して集計する必
要はありません。

枝肉代金等の軽減税率(8%)対象の販売(生乳以外)
: 別途、発生日ごとの明細表を作成(本誌には未掲載)

4. 精算情報

名称	単価	税率	税抜	消費税	合計金額	備考
中国生乳販連手数料	0.260	10%	8,060	806	8,866	
集乳経費	3.113	10%	96,503	9,650	106,153	
送乳経費	1.914	10%	59,334	5,933	65,267	
C S 経費	0.740	10%	22,940	2,294	25,234	
生乳検査経費	0.140	10%	4,340	434	4,774	
	中販連売上 ②	合計	191,177	19,117	210,294	
賃料料金		10%	270,000	27,000	297,000	
飼料費		10%	551,700	55,170	606,870	
家畜衛生費		10%	20,000	2,000	22,000	
精液関係費用		10%	50,000	5,000	55,000	
販売手数料	0.650	10%	5,000	500	5,500	
	組合売上 ③	合計	896,700	89,670	986,370	
全国運手数料	0.090	10%	2,790	279	3,069	
種付料 (依頼)		10%	100,000	10,000	110,000	
諸税負担金		不課税	25,000	0	25,000	
事務研修費		10%	35,000	3,500	38,500	
未払金		不課税	22,000	0	22,000	
	立替等 ④	合計	184,790	13,779	198,569	
積立金		不課税	214,770	0	214,770	
仮払金		不課税	100,000	0	100,000	
共済掛金		非課税	149,897	0	149,897	
酪農振興資金	0.160	不課税	4,960	0	4,960	
需要拡大拠出金	0.400	不課税	12,400	0	12,400	
支払利息		不課税	10	0	10	
	積立等 ⑤	合計	482,037	0	482,037	
幹旋牛精算	150,000	10%	150,000	15,000	165,000	
	加算金額 (控除可能) ⑦	合計	150,000	15,000	165,000	
令和元年度第2四半期補給金	0.3413531	不課税	10,582	0	10,582	対象乳量 : 31,000.0Kg
	補給金等 ⑧	合計	10,582	0	10,582	
令和元年度第2四半期配合飼料価格差補填金		不課税	50,000	0	50,000	
	加算金額 (控除対象外) ⑨	合計	50,000	0	50,000	

中国 太郎 様
Copyright RyobiSystems 2006
(99999)

注1) 本帳票は、A3用紙縦型で印刷されます。

注2) 帳票類のレイアウトは今後、各県から変更要望に応じて変更った場合はレイアウトが変わる可能性がありますので、ご了承ください。

控除相殺可能

控除相殺不可能

控除相殺不可能

中販連手数料及び
5県共販に係る販売経費

会員組合の手数料及び
組合の仕入販売経費
:別途、発生日ごとの明細表を作成
(本誌には未掲載)

:別途、発生日ごとの明細表を
作成(本誌には未掲載)

:別途、発生日ごとの明細表を
作成(本誌には未掲載)

新乳代精算書へ移行準備として 教育研修を進めています

前述のとおり、鳥取、岡山、山口県の3県4会員は、本年10月出荷分より消費税率の変更に伴う軽減税率に対応した新乳代精算書による事務処理を開始します。

このため4会員には、従来の乳代控除に対し入力方法等に変更が生じることから（新乳代精算書への完全移行は来年4月より）、システム開発に当たった中販連職員及び開発事業社員が会員事務所に出向き教育研修を実施中です。

今回の研修では、各会員が所有する現行システムを踏まえて、変更を要する事項の確認等、各会員の新システムに対する理解度を高めて頂くことにより、10月からの円滑な移行を目指しています。

○山口県酪農農業協同組合

7/16 システム概要、購買（飼料）、控除入力、データ連携

7/17 導入牛・幹旋（流通システム）、預託、リース、出資金、貸付金、データの連携・締め～精算書出力

○防府酪農農業協同組合

7/18 システム概要、購買（飼料・薬品）、控除全般、導入・預託、リース

7/19 その他控除、飼料安定基金、データ連携・締め～精算書出力

○大山乳業農業協同組合

7/23 システム概要、購買（飼料）、控除入力、（診療薬品、精液）

7/24 購買（飼料）、導入牛・幹旋（流通システム）、預託、リース、貸付金、データの連携・締め～精算書出力

○おかやま酪農農業協同組合

7/29 購買（飼料）、控除入力、（診療薬品、精液等）、データの連携・締め～精算書出力

7/30 購買（飼料）、控除入力、（診療薬品、精液等）



乳質改善に向けた 取り組み事例の紹介

来年（令和2年）4月から始まる中国管内統一の新乳価テーブルに対応するため各県において乳質改善に向けた取り組みが着々と進んでおります。

本年4月から、中販連職員が各会員職員と生産現場に出向き、新乳価テーブルの説明と乳質改善方法を具体的に提案し改善を促す取り組みを進めています。

本誌では、今回、乳房炎関連の改善に向けた提案及び事例を紹介しますので、ご自分の飼養管理及び作業工程で当てはまることがないかご確認いただきたいと思います。

<乳房炎関連>

○バケットミルクカーの汚れを確認してみましょう。バケットミルクカーの洗浄不良は乳房炎リスクを高める大きな原因の一つになります。定期的な分解洗浄や適正な洗浄の実施（温度、洗浄水量、洗浄濃度）が必須となります。



バケットミルクカーの汚れ

○バケット洗浄がうまくできない場合は、写真のバケット蓋の利用を勧めています。通常使っているミルクカーにジョイントすることで簡単にバケットと同様な利用ができます。

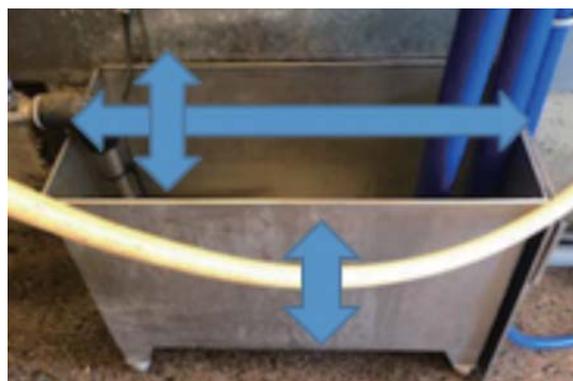


バケット蓋の紹介

○正しい洗剤濃度ですか？ご使用の洗剤濃度をご確認ください。

○洗浄水量をご存知ですか？洗浄水量から適正な洗剤量が決定します。（改善提案）

○水量の計測は、（洗浄水槽の縦×横×高さ（水位））で求められます。ご使用の洗剤の適正濃度で洗浄が正しく行われていない農場が散見されます。乳房炎でお困りの方は洗浄を見直しましょう。



洗浄水槽のサイズを測る

【洗浄槽の水量の計算事例】 幅40cm×縦20cm×高さ50cm≒40リットルの場合
使用洗剤濃度はアルカリ性洗剤0.5% 酸性洗剤1.0%の場合

◆アルカリ性洗剤量=40リットル×0.5% ◆酸性洗剤量=40リットル×1%

洗 剤	〇〇牧場	適正量	改善提案
アルカリ性洗剤 (0.5%)	180ml	200ml	20ml不足
酸性洗剤 (1%)	200ml	400ml	200ml不足

<洗剤の役割と効果>

何故、洗剤は2種類あるのでしょうか？それはそれぞれの役割が異なるためです、洗剤の特性・効能・使用方法を十分理解したうえで使用して下さい。

○アルカリ性洗剤：脂肪、タンパク質等の有機物の分解と洗浄。

アルカリ性洗剤に手で触れるとヌルヌルするようになるのは、アルカリ成分が皮膚の蛋白質を溶かしているからです。

○酸性洗剤：カルシウム、鉄等の無機物の分解と洗浄。

細胞膜を分解し細菌や微生物に必要な酵素を分解する作用があります。このため、酸性洗剤は酪農用の洗剤だけでなく、医療機関、食品加工施設、食品販売等の現場で殺菌・除菌や、手洗い、トイレなどの洗剤に使用されています。

特に細心の注意を心がけなければいけないのは、漂白剤等の塩素系洗剤と、酸性洗剤を併用すると、互いの効果が相殺されるにとどまらず、猛毒の塩素ガスなどが発生します。

また、酸性洗剤濃度には（0.3%、0.5%、1.0%）など複数の種類がございますので、ご利用の洗剤濃度をご確認下さい

○正しい洗浄方法：

通常、搾乳後に十分なすすぎを行ってからアルカリ洗剤で洗浄を行い、その後に再度すすぎを行ってから最後に酸性洗剤で洗浄を行うのが正しい洗浄方法です。

ところが、「今日は酸性の白だから」ということで搾乳後にいきなり酸性洗剤で洗浄を行ってしまうと、牛乳成分中の蛋白質が、酸性洗剤で凝固をおこしてしまいます。酸凝固をおこした蛋白質などの成分が、機械器具の表面に付着して落としにくくなってしまいますので、必ずアルカリ性洗剤で洗浄した後に酸性洗剤を利用してください。



処理室で洗浄状態を確認

1. 生乳出荷戸数の推移

(単位：戸)

	H20年4月 (2008年)	H22年4月 (2010年)	H24年4月 (2012年)	H26年4月 (2014年)	H28年4月 (2016年)	H29年4月 (2017年)	H30年4月 (2018年)	H31年4月 (2019年)	R1年7月 (2019年)
鳥取	215	187	168	146	135	126	125	116	114
島根	171	158	145	126	108	105	103	96	96
岡山	403	361	330	295	254	245	228	216	208
広島	199	179	164	148	135	130	131	120	118
山口	85	78	66	59	54	51	51	48	48
中国5県計	1,073	963	873	774	686	657	638	596	584

※平成30年3月以前の生乳出荷戸数には、岡山県のみ公共機関を含む。

※平成30年4月以降の生乳出荷戸数には、全県において公共機関を含む。

※令和1年7月時点の公共戸数は、鳥取県3戸、島根県2戸、岡山県4戸、広島県4戸、山口県3戸の計16戸。

2. 生乳生産実績の推移

(単位：t、%)

	4月		5月		6月		7月		合計		構成比
	R1実績	前年比									
大山乳業	5,120	105.3%	5,146	103.7%	4,801	102.6%	4,788	104.1%	19,855	103.9%	21.5%
内生産者	5,073	105.2%	5,099	103.6%	4,759	102.5%	4,750	104.1%	19,682	103.8%	(99.1%)
内公共	47	117.8%	47	117.6%	42	112.7%	38	99.8%	173	112.1%	(0.9%)
JA島根	5,620	95.7%	5,776	97.5%	5,505	99.4%	5,606	103.7%	22,507	99.0%	24.4%
内生産者	5,600	95.7%	5,755	97.5%	5,484	99.4%	5,586	103.8%	22,425	99.0%	(99.6%)
内公共	20	96.8%	22	90.7%	21	92.7%	20	95.5%	82	93.8%	(0.4%)
おか酪	7,685	95.0%	7,850	95.4%	7,385	95.4%	7,384	100.8%	30,305	96.6%	32.9%
内生産者	7,528	94.8%	7,691	95.1%	7,231	95.3%	7,230	100.8%	29,680	96.4%	(97.9%)
内公共	158	107.5%	159	106.6%	154	103.4%	154	101.2%	625	104.7%	(2.1%)
広島県酪	3,638	93.0%	3,727	92.4%	3,529	92.8%	3,564	94.1%	14,458	93.1%	15.7%
内生産者	3,580	92.8%	3,671	92.0%	3,479	92.2%	3,518	94.1%	14,248	92.8%	(98.5%)
内公共	57	112.2%	57	122.7%	51	177.5%	46	89.6%	210	118.9%	(1.5%)
山口県酪	885	98.6%	898	97.9%	824	97.5%	790	96.8%	3,396	97.7%	3.7%
内生産者	879	98.3%	891	97.6%	818	97.1%	785	96.5%	3,373	97.4%	(99.3%)
内公共	6	148.2%	7	175.5%	6	209.7%	5	208.7%	24	182.0%	(0.7%)
防府酪農	453	97.0%	451	97.2%	406	92.0%	403	91.5%	1,713	94.5%	1.9%
内生産者	437	96.3%	437	96.6%	395	92.0%	392	91.8%	1,661	94.2%	(96.9%)
内公共	16	122.5%	15	121.4%	11	93.1%	11	82.7%	53	104.6%	(3.1%)
中販連計	23,401	97.1%	23,849	97.2%	22,451	97.4%	22,534	100.7%	92,235	98.1%	100.0%
内生産者	23,098	97.0%	23,543	97.0%	22,166	97.2%	22,261	100.8%	91,068	98.0%	(98.7%)
内公共	303	110.3%	306	111.1%	285	113.0%	274	98.6%	1,167	108.1%	(1.3%)

※令和1年度及び30年度実績との比較。なお、両実績とも5県の公共機関を含む。 ※実績値は農家発乳量を使用。

3. 生乳用途別実績の推移

(単位：t、%)

	4月		5月		6月		7月		合計		構成比
	R1実績	前年比									
飲用向	15,568	101.2%	15,499	100.7%	14,445	101.5%	14,962	100.4%	60,473	97.6%	65.6%
学乳向	1,454	91.4%	2,087	95.4%	2,268	88.6%	1,552	115.3%	7,361	98.4%	8.0%
醗酵乳向	4,797	97.9%	5,031	96.2%	5,106	97.4%	5,270	100.5%	20,204	97.6%	21.9%
生クリーム向	361	72.9%	283	61.6%	292	86.6%	269	75.9%	1,204	90.0%	1.3%
チーズ向	32	98.0%	32	93.8%	30	86.6%	38	110.5%	132	94.8%	0.1%
加工向	1,189	113.4%	916	97.6%	311	73.4%	444	168.3%	2,860	116.6%	3.1%
合計	23,401	99.8%	23,849	98.4%	22,451	98.3%	22,534	101.7%	92,235	98.1%	100.0%

※令和1年度及び30年度実績との比較。なお、両実績とも5県の公共機関を含む。

※実績値は農家発乳量を使用

